

# 一般名処方に関する院内掲示

当センターは【一般名処方加算】を算定しています

## 一般名処方とは

お薬の商品名ではなく、【有効成分】を処方せんに記載することです。

例) ロキソニン (商品名) → **ロキソプロフェンナトリウム** (一般名)

◆当センターは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名でなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご不明な点などがありましたら当センター職員までご相談下さい。

令和5年3月

地方独立行政法人西都児湯医療センター 院長